

松山市子ども・子育て会議について

令和3年8月3日

1. 設置根拠

◎子ども・子育て支援法(平成27年4月1日公布)

◎松山市子ども・子育て会議条例(平成25年6月28日施行)

【子ども・子育て支援法】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下略)

4・・・第1項の合議制の機関の組織及び運営に必要な事項は、市町村の条例で定める。

【松山市子ども・子育て会議条例】

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

2. 設置目的

- 子育て当事者や子育て関係事業従事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、本市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて調査・審議すること。
- 子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。

主な審議事項

松山市子ども・子育て会議の所掌事務は、松山市子ども・子育て会議条例第2条に定めるとおり

【松山市子ども・子育て会議条例】

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

【子ども・子育て支援法第77条の規定による所掌事務】

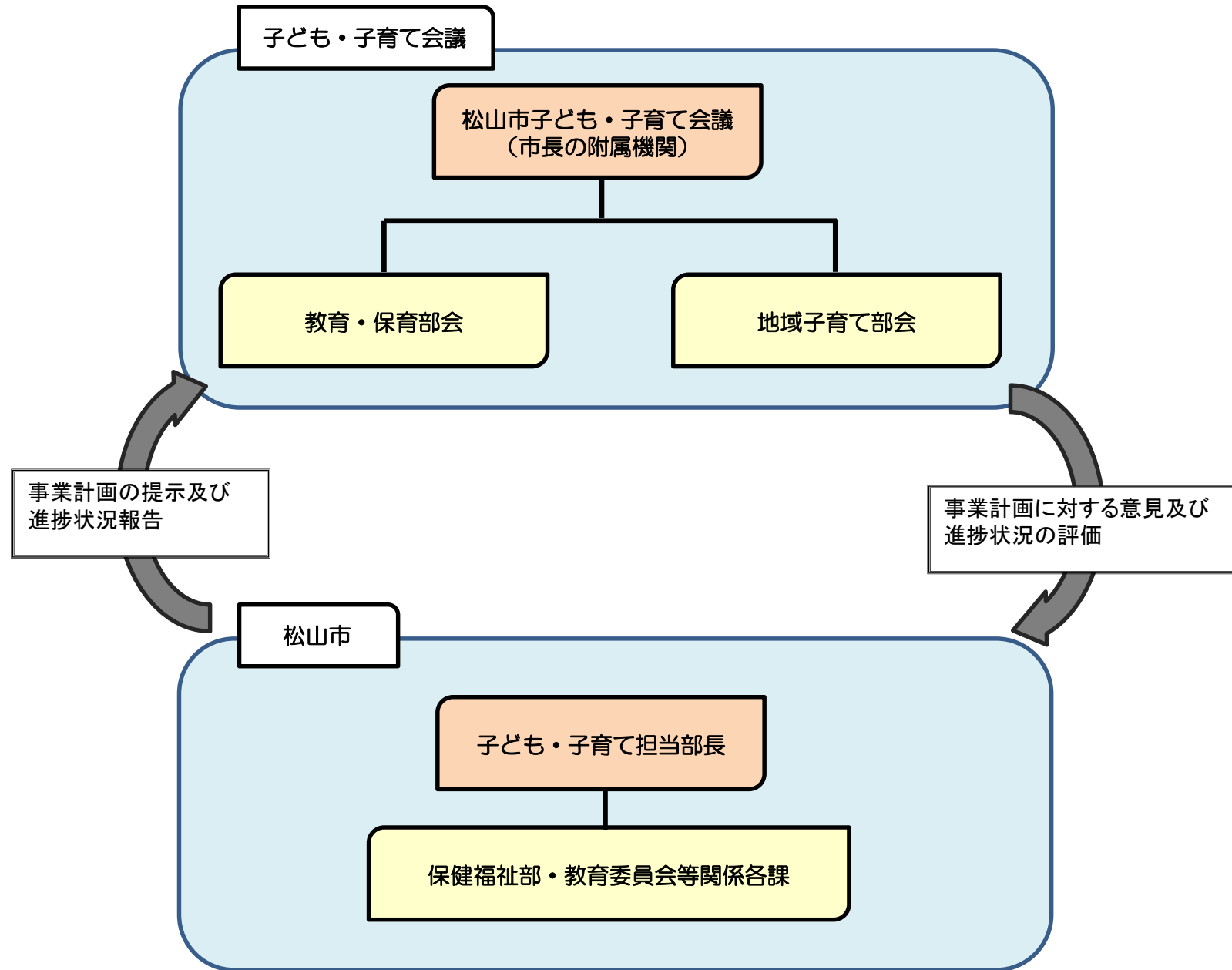
- (1) 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定について意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)の利用定員の設定について意見を述べること
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

現時点で想定する、今年度の審議事項は以下のとおり

- 第2期松山市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和2年度分)
⇒この後の各部会にて審議

※審議事項のほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告。

松山市子ども・子育て会議 運営のイメージ



松山市子ども・子育て会議 部会の設置について

特定の分野を専門的かつ効率的に審議するために、松山市子ども・子育て会議条例(平成25年松山市条例第28号)第8条第1項の規定に基づき、以下の部会を置く。

- (1) 教育・保育部会
- (2) 地域子育て部会

【松山市子ども・子育て会議条例】

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

—以下、準用部分—

(会長及び副会長)

第5条 略

2 略

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

第2期松山市子ども・子育て支援事業計画構成

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方法

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1 子どもをめぐる状況
- 2 人口などの見直し
- 3 子育てに関する意識の現状
- 4 これまでの子ども・子育て支援の取組

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 めざす姿
- 2 基本理念
- 3 基本方針

第4章及び第5章に関する事項を各部会で
集中的に審議



第4章 施策の展開

- 1 施策体系
- 2 基本方針に係る基本施策と取組・事業

第5章 地域子ども・子育て支援事業等

- 1 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 3 子ども・子育て支援の推進方策等

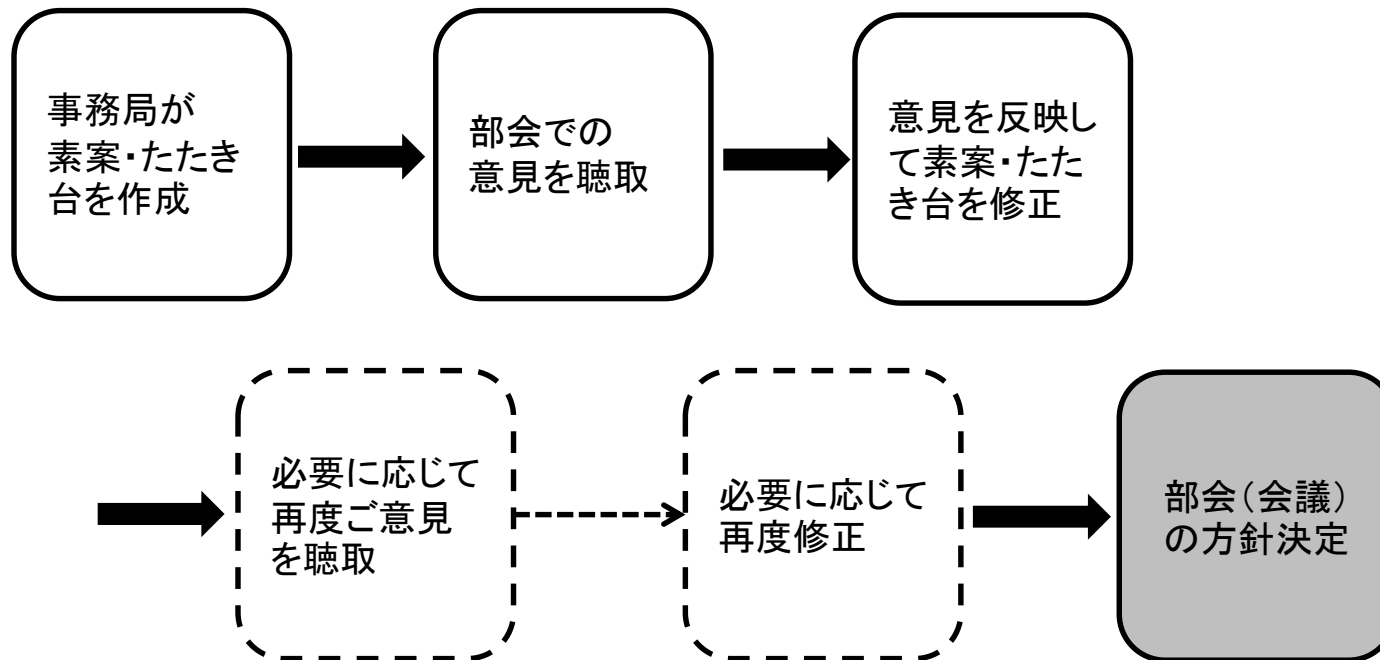
第6章 計画の推進に向けて

- 1 市民及び関係団体等との連携等
- 2 計画の進捗状況の管理・評価

<進め方>

- ①全体会と同様に、事務局が素案・たたき台を提示して、部会でのご意見を聴き、その内容を反映
- ②部会での方針決定を全体会での方針決定とする。(全体会で再度審議しない)
- ③必要に応じて、互いの部会の進捗状況等の情報を共有
- ④各部会の開催時期は、各部会で決定

<審議のイメージ>



松山市子ども・子育て支援事業計画の概要

1. 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現及び「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、子ども・子育て支援法に基づき事業計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に定められた市町村計画である。また、松山市総合計画を上位計画とし、本市の関連する個別計画と整合を図りながら、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けられている。

3. 計画の期間

第1期：平成27年度～平成31年度までの5か年 第2期：令和2年度～令和6年度までの5か年

4. 計画の体系

めざす姿、基本理念、基本方針の下に基本施策を設定し、国の基本指針にある子ども・子育て支援施策や、本市独自の施策等を体系別に定めている。

